

「もしも」にそなえる、あなたへのエール。

農業経営収入保険



おすすめポイント

- ① **国の保険制度**です。
- ② すべての農産物を対象に、**収入の減少を補償**します。
- ③ **販売収入の8割以上**を確保できます。
- ④ 保険料等の**50%**、積立金の**75%**を**国が補助**します。
- ⑤ 損害が発生した場合は、**無利子の「つなぎ資金」**が受けられます。

収入保険制度とは

- **すべての農産物を対象**に、自然災害や価格低下のほか、経営努力では避けられない収入減少を補償する**総合的なセーフティネット**です。

＜ 補償の対象となる例 ＞



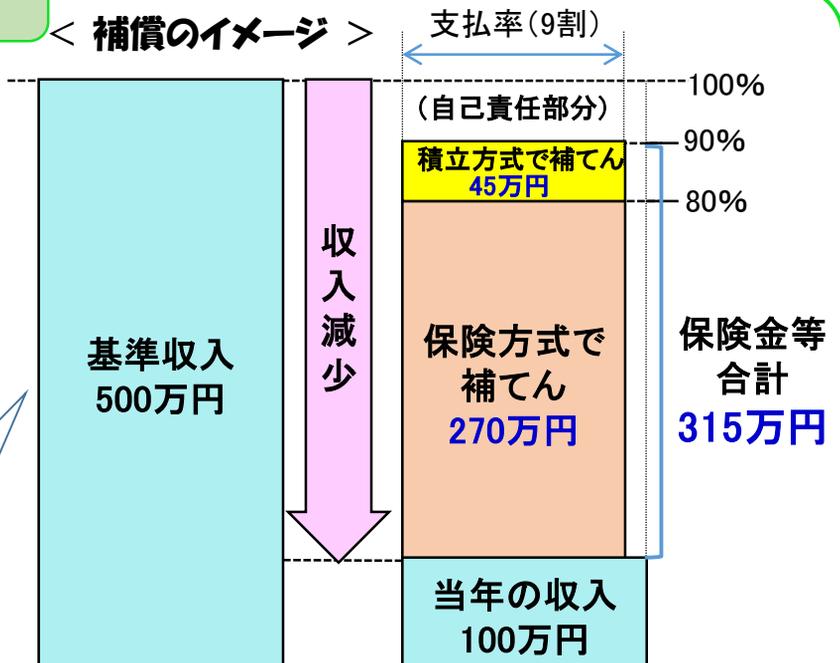
- 加入できる方は**青色申告を行っている農業者**（個人・法人）です。
（ただし、現金主義の方は除きます。）
- 対象となる収入は、農業者が自ら生産した**農産物の販売収入全体**です。
簡易な加工品(精米、もち等)も含まれます。(仕入れ販売分及びマルキン等の対象(肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵)は除きます。)
- 保険期間は、税の申告と同じ期間です。
個人の方：1月～12月 法人の方：事業年度の1年間

収入保険のしくみ

＜ 補償のイメージ ＞

保険期間の農産物の販売収入が、基準収入の9割を下回ったときに、**下回った額の9割を補てん**します。(最大補償の場合)

基準収入とは、過去5年間の平均農業収入を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画を考慮した、補償の基準となる金額です。



・5年以上の青色申告実績がある方で、最大補償でご加入の場合のイメージです。

保険料等

保険方式80%、積立方式10%の最高補償で新規加入の場合

基準収入	保険料等	積立金	合計
50万円	9,634円	11,250円	20,884円
100万円	14,767円	22,500円	37,267円
500万円	55,836円	112,500円	168,336円
1,000万円	107,172円	225,000円	332,172円

- ・料率の改正により保険料が変更になる場合があります。
- ・積立金は**掛捨てではありません**。補てんに使われなければ、翌年に持ち越されます。
- ・保険料、積立金は分割で納入ができます。
- ・**自動継続特約**や農林水産省が提供する共通申請サービスを利用して、ご自宅のパソコンなどから手続きいただくと、保険料等(事務費)の一部が**割引**になります。

受取り保険金等

8割以上の収入が確保できます！

基準収入が500万円以上で最大補償でご加入の場合

収入減少の程度 (当年収入)	保険金等の合計			保険金等を含めた当年 収入(対基準収入)
	保険金	積立金		
20%減 (400万円)	45万円	0円	45万円	445万円 (89%)
50%減 (250万円)	180万円	135万円	45万円	430万円 (86%)
80%減 (100万円)	315万円	270万円	45万円	415万円 (83%)
100%減 (0円)	405万円	360万円	45万円	405万円 (81%)

- ・保険金等は保険期間終了後に支払われますが、保険期間中に大きな損害が発生し、保険金等の受取りが見込まれる場合は、保険金等の支払いまでのつなぎとして**無利子のつなぎ資金が申請**できます。

スケジュール

個人・事業開始月が1月の法人 (事業年度の開始月によってスケジュールが変わります)

保険期間の前年		保険期間	保険期間の翌年
11月末まで	12月末	1月～12月(税の収入算定期間)	確定申告後 (3～6月)
加入申請 手続き	保険料等 納入	営農計画の変更や事故通知 つなぎ資金の申請など	保険金・補てん金の 請求・受取り



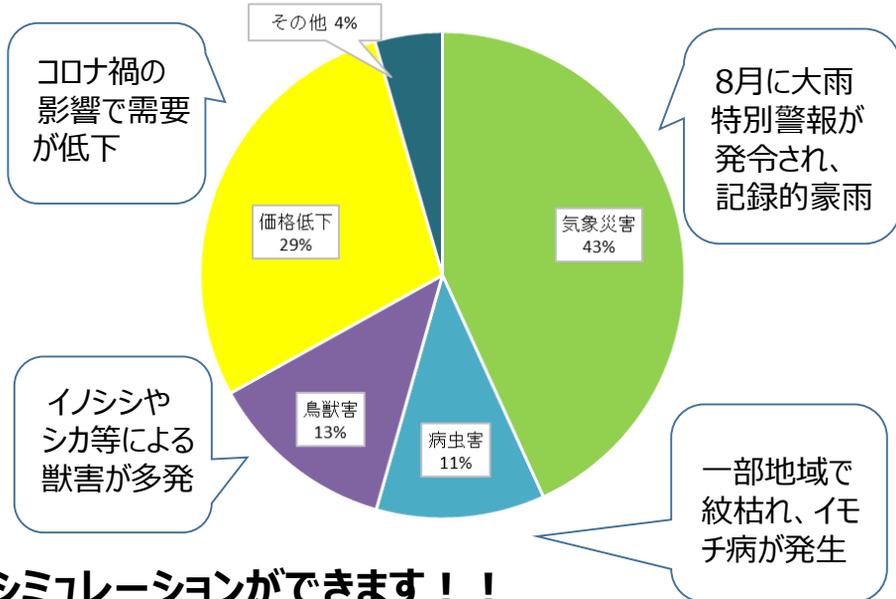
広島県

保険金等支払い状況

令和3年加入者へお支払いした保険金等金額

約 8億2,700万円

災害が少ないといわれる広島県でも、収入保険ご加入者の**約2人に1人**が保険金等を受取っています。



★補償プランや保険料のシミュレーションができます！！

かんたん試算

- ①NOSAI広島のホームページにアクセスいただき「収入保険」のシミュレーションをクリック。
- ②「基準収入金額」へ過去5年間の平均販売収入等を入力し、計算ボタンをクリックすると試算できます。

しっかり試算

税務申告書類等をご用意いただき、お近くのNOSAIへご連絡ください。

- | | |
|--|--|
| <p><個人の方></p> <ul style="list-style-type: none"> ①確定申告書（第1表） ②所得税青色申告決算書 | <p><法人の方></p> <ul style="list-style-type: none"> ①法人税申告書（別表1、別表4） ②損益計算書 |
|--|--|

< お問合せ先 >

事務所	所在地	電話番号
本所	広島市東区光町1-2-23	082-262-4711
北広島支所	山県郡北広島町春木462-1	0826-72-3107
廿日市出張所	廿日市市本町10-14	0829-32-5121
東広島支所	東広島市高屋町稲木283-1	082-434-4337
江田島連絡所	江田島市能美町中町3368-24	0823-45-2019
福山支所	福山市駅家町大字下山守546-10	084-970-1620
府中出張所	府中市上下町深江687-3	0847-44-9577
三次支所	三次市和知町360-5	0824-66-3111

NOSAI広島ホームページにご加入者の声を掲載しています！

LINE友だち募集中！！

